

松山市景観条例

平成 8 年 3 月 2 1 日

条例第 1 7 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）
 - 第 2 章 市の景観形成施策
 - 第 1 節 景観形成基本計画（第 9 条）
 - 第 2 節 景観計画（第 1 0 条 第 2 1 条）
 - 第 3 節 大規模行為（第 2 2 条 第 2 5 条）
 - 第 4 節 景観形成重要建築物等（第 2 6 条 第 2 9 条）
 - 第 3 章 市民の景観形成活動
 - 第 1 節 景観形成推進組織（第 3 0 条・第 3 1 条）
 - 第 2 節 景観形成住民協定（第 3 2 条 第 3 4 条）
 - 第 4 章 市民活動の支援
 - 第 1 節 助成（第 3 5 条）
 - 第 2 節 表彰（第 3 6 条）
 - 第 5 章 松山市景観審議会（第 3 7 条）
 - 第 6 章 雑則（第 3 8 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の景観形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域性豊かな松山らしい風格を持ち、親しみと愛着を感じるとともに誇りを持てる魅力的な景観を市、市民及び事業者が協力して形成し、もって快適な都市環境の実現と市民文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観形成 本市の歴史性及び地域性を生かしつつ優れた景観を保全，育成又は創造することをいう。

(2) 工作物 土地又は建築物に定着し，又は継続して設置される物のうち，建築物並びに屋外広告物及びこれを掲出する物件以外のもので規則で定めるものをいう。

(3) 建築物等 建築物，工作物並びに屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(市の責務)

第3条 市は，景観形成を図るため総合的かつ計画的な施策を策定し，これを実施する責務を有する。

2 市は，前項の施策の策定及び実施に当たっては，市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民は，自らが景観形成の主体であることを認識し，景観形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は，事業活動の実施に当たっては，専門的知識，経験等を活用し，景観形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

3 市民及び事業者は，市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(啓発)

第5条 市は，市民及び事業者が景観形成に寄与することができるよう景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図らなければならない。

(先導的役割)

第6条 市は，公共の用に供する施設の整備に当たっては，景観形成に先導的役割を果たさなければならない。

(国等に対する要請)

第7条 市は，必要があると認めるときは，国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し，景観形成について協力を要請するものとする。

(財産権の尊重等)

第8条 市は，この条例の運用に当たっては，関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに，公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市の景観形成施策

第1節 景観形成基本計画

(景観形成基本計画の策定)

第 9 条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となる景観形成基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、松山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 2 節 景観計画

(景観計画の策定)

第 10 条 市長は、景観形成を推進するために、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

(策定の手続)

第 11 条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第 9 条に定める手続のほか、あらかじめ、松山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(計画提案を行うことができる団体)

第 12 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、第 30 条第 1 項の景観形成推進組織とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第 13 条 市長は、法第 14 条第 1 項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、松山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第 14 条 次に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(1) 法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為

(2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置（これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更を含む。）

(届出対象行為等)

第 15 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石，廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。），再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

2 法第16条第1項及び第2項の規定による届出に関し必要な事項は，規則で定める。
（届出を要しない行為）

第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は，次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為で規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為（前条第1項第1号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- (3) 仮設の建築物の建築等
- (4) 前条第1項各号に掲げる行為で規則で定めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が届出を要しないと認める行為
（指導及び助言）

第17条 市長は，景観形成のために必要があると認めるときは，法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し，当該届出に係る行為に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告の手續及び公表）

第18条 市長は，法第16条第3項の規定による勧告をする場合において，必要があると認めるときは，松山市景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は，法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは，規則で定めるところにより，当該勧告を受けた者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地），氏名（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 市長は，前項の規定による公表をしようとするときは，あらかじめ，当該勧告を受けた者に対してその旨を通知し，意見の聴取を行うものとする。

（行為の完了等の報告）

第19条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は，当該届出に係る行為を完了し，又は中止したときは，規則で定めるところにより，速やかに，市長にその旨を報告しなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第 20 条 市長は、景観重要建造物（法第 19 条第 1 項の景観重要建造物をいう。以下同じ。）又は景観重要樹木（法第 28 条第 1 項の景観重要樹木をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、あらかじめ、松山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その名称、所在地、所有者その他必要な事項を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理基準)

第 21 条 法第 25 条第 2 項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講じること。

(2) 景観重要建造物の滅失、損傷等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

2 法第 33 条第 2 項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講じること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講じること。

第 3 節 大規模行為

(大規模行為景観形成指針)

第 22 条 市長は、景観計画区域外において、景観形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める大規模な建築物等の新築、増築、改築等及び外観の変更並びに土地の形質の変更（以下「大規模行為」という。）に係る景観形成のための指針（以下「大規模行為景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、大規模行為景観形成指針を定め、又は変更する場合について準用する。

(大規模行為の届出)

第23条 景観計画区域外において、大規模行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為

(大規模行為景観形成指針の遵守)

第24条 前条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為が大規模行為景観形成指針に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為に係る助言又は指導)

第25条 市長は、第23条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が大規模行為景観形成指針に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、景観形成を図るため必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、松山市景観審議会の意見を聴くことができる。

第4節 景観形成重要建築物等

(景観形成重要建築物等の指定)

第26条 市長は、景観計画区域外において、周囲の環境と一体をなして景観形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)を景観形成重要建築物等(以下「重要建築物等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重要建築物等を指定しようとするときは、あらかじめ、松山市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、重要建築物等を指定したときは、その名称、所在地、所有者等その他必要な事項を告示するとともに、規則で定めるところにより、その所有者等に通知しなければならない。

(重要建築物等の指定の解除)

第27条 市長は、重要建築物等が朽廃、滅失等により景観形成上の価値を失ったと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、重要建築物等の指定を解除するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重要建築物等の指定の解除について準用する。

(現状変更等の届出)

第28条 重要建築物等の所有者等は、当該重要建築物等の現状を変更し、又は当該重要建築物等に係る所有権その他の権利を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(現状変更等に係る助言及び指導)

第29条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により重要建築物等の景観形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、景観形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定による助言又は指導について準用する。

第3章 市民の景観形成活動

第1節 景観形成推進組織

(景観形成推進組織の認定)

第30条 市長は、一定の地区における景観形成を図ることを目的とした組織で、次に掲げる要件を満たすものを景観形成推進組織として認定することができる。

(1) 組織の活動が当該地区における景観形成に有効と認められるものであること。

(2) 組織の活動が当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

(3) 組織の活動が関係者の所有権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(4) 規則で定める要件を具備する規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする組織の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(景観形成推進組織の認定の取消し)

第 3 1 条 市長は、景観形成推進組織が前条第 1 項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第 2 節 景観形成住民協定

(景観形成に関する協定の締結)

第 3 2 条 景観計画区域外において、一定の区域内に存する建築物等の所有者及びその他権利を有する者は、当該区域における景観形成に必要な事項について協定を締結することができる。

2 協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 協定の名称及び目的

(2) 協定の対象となる区域

(3) 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 景観形成に必要な基準

(5) 協定の有効期間

(6) 協定の変更及び廃止の手続

(7) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

(景観形成住民協定の認定)

第 3 3 条 市長は、前条の規定により締結された協定が景観形成に寄与するものであると認めるときは、これを景観形成住民協定として認定することができる。

2 景観形成住民協定の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(景観形成住民協定の認定の取消し)

第 3 4 条 市長は、景観形成住民協定の内容及び運用が景観形成上適当でなくなつたと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該協定の認定を取り消すものとする。

第 4 章 市民活動の支援

第 1 節 助成

(景観形成の助成)

第 3 5 条 市長は、景観形成推進組織その他景観形成に努めようとするものに対し、必

要な技術的援助を行うことができる。

- 2 市長は、景観形成推進組織の活動、景観重要建造物及び景観重要樹木並びに重要建築物等の保存、景観形成に関する協定の締結その他景観形成に著しく寄与すると認める行為に対し、予算の範囲内において、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

第2節 表彰

(表彰)

第36条 市長は、景観形成に著しく寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者及び施工者を表彰することができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長は、景観形成に著しく貢献したものを表彰することができる。

第5章 松山市景観審議会

(松山市景観審議会)

第37条 市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するため、松山市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第9条第1項の規定により策定されている都市景観形成基本計画は、この条例による改正後の第9条第1項の規定により策定された景観形成基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前にこの条例による改正前の第16条第1項の規定による届出をした大規模行為については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の第16条に定めるもののほか、景観法（平成16年法律第110号）第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 施行日前にこの条例による改正前の第16条第1項の規定による届出をした大規模行為

(2) 施行日から平成22年7月1日までの間に着手する景観法第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為（この条例による改正前の第16条第1項の規定による届出をしなければならない大規模行為で、施行日前にその届出がされていないものを除く。）